

令和8年度の暑熱対策として 冷却服の購入費を補助します！

気候変動の影響により、熱中症による死亡・後遺症のリスクが年々上昇しています。このような情勢を踏まえ、暑熱対策、熱中症予防の一環として、身体を冷やす冷却服の購入を補助し、都内農業者の農作業中の安全対策を支援いたします。

- ・対象者：都内に住所と農地を有し、次の2つの条件を満たす者とする。
- (1) 販売農家（農畜産物を生産して販売を行っている農家）
であること
- (2) JA東京みなみの組合員であること
なお、販売農家であるが組合員ではない場合は、営農の実態が分かる情報を申請様式に記入すること

補助対象とする事業内容	暑熱対策資材（以下、冷却服とする）の導入
暑熱対策資材の導入	ファン付き・水冷・ペルチェ冷却など、人が着用できて人体を冷やす機能を持つ衣服
※ 補助率	補助対象経費の <u>最大4分の3以内</u> (消費税は補助対象外)
※ 補助上限	冷却服1着につき <u>最大25,000円</u> 販売農家1経営体あたり合計10着を上限
補助回数	1経営体につき申請は1回のみ
販売農家の 補助対象範囲	①農業に従事する申請者本人 ②農業に従事する家族 ③雇用者 補助は1人1着とする。 補助上限10着のうち、雇用者の着用する分は5着までとする。

※補助率・補助上限額についてはR7.12月時点で予定であり、申請多数の場合下がる可能性があります。
希望者は別紙の「需要調査票」を令和8年2月20日までに各支店まで、ご提出お願いいたします。